

別紙3

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	企業職	外勤により停水業務に従事する職員	日額 250 円
	企業職	浄水場において水質検査業務に従事する職員	日額 200 円
	企業職	トラクター、ダンプカー、ペーイローダー等の運転作業に従事する職員	日額 130 円
	企業職	使用料、手数料、負担金、保険料等の現金収納事務に常時従事する職員	月額 1,200 円
	企業職	浄化センターに勤務する職員(化学分析業務に従事する職員を除く)	月額 3,500 円
	企業職	浄化センターに勤務し、水質、大気、及び悪臭等の分析業務に従事する職員	月額 4,000 円
	企業職	浄化センターにおいて汚泥槽内作業に従事する職員	日額 500 円
	企業職	外勤により使用料、手数料、下水道受益者負担金等の督促、収納事務に従事する職員	日額 100 円
	企業職	災害又は勤務時間外に事故等により応急作業若しくは状況調査等に従事する職員	日額 300 円
	企業職	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所作業若しくは監督業務に従事する職員	日額 300 円
	企業職	午後10時から翌日の午前5時までの間に、交通を遮断することなく路上で行う工事の現場監督業務等に2時間以上従事する職員	日額 300 円
運転業務手当	企業職	共用車の運転に従事する職員 1日の走行距離50km以上	日額 100 円